

〇 〇 第 〇 〇 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省

〇〇地方整備局長 〇 〇 〇 〇 様

起業者 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 県

上記代表者 〇〇県知事 〇〇 〇〇

### 事業認定申請書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

#### 記

1 起業者の名称 〇〇県

2 事業の種類 二級河川〇〇川水系〇〇総合流域防災事業（砂防堰堤工事及び溪流保全工工事）

3 起業地

イ 収用の部分

〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇町字〇〇及び字〇〇地内

ロ 使用の部分

〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇町字〇〇及び字〇〇地内

## 4 事業の認定を申請する理由

二級河川〇〇川水系〇〇（以下「本溪流」という。）は、〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇地内に位置する延長 440m、流域面積 0.064 km<sup>2</sup>の小溪流であり、下流の水路を経て、二級河川〇〇川の左岸側へ合流している。

本溪流の平均河床勾配は、下流から中流域では 1/20 から 1/10 と比較的緩やかな勾配を呈する溪流ではあるが、上流に移行するにつれて急峻なV字谷地形を呈し、尾根部では急勾配な斜面になることから、本溪流の流域は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に土石流危険溪流として位置付け、平成〇〇年〇〇月〇〇日には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された。さらに、平成〇〇年〇〇月〇〇日には、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定を受けている。

〇〇県においては、645 箇所 of 要対策土石流危険溪流が存在し、その整備率は、平成〇〇年度末現在で 23.2%と低い状況である。また、平成〇〇年〇〇月の台風〇〇号によって、〇〇地方を中心に土石流、がけ崩れによる 13 箇所の土砂災害が発生し、本溪流の存する〇〇町においても 2 箇所で土砂災害が発生している。

〇〇川流域の土石流危険溪流は 11 溪流あり、治山施設 5 溪流及び砂防施設 1 溪流の 6 溪流について整備が完了しているが、県としては、保全人家が集中する〇〇地区の〇〇、〇〇及び〇〇の土石流対策を早期に実施し、民生安定に向けた施策が急務となっているものである。

また、本溪流の流域には〇〇層の塊状シルト岩が広く分布し、その表層には火山噴出物に起因すると考えられる不安定土砂が厚く堆積している。塊状シルト岩は雨水が浸透しにくいため、豪雨時には塊状シルト岩の上層部で山腹崩壊が起りやすい状況の中で、経年の溪岸浸食による複数の崩壊地跡や倒木が確認される状況である。よって本溪流は不安定土砂や立木が豪雨時には土石流となって流出する危険性が非常に高い状態となっているものである。

本溪流の下流部には、人家や耕地及び町道〇〇線等の公共施設が存在することから、これらを土石流の危険から守るため、早急に恒久的な対策を講ずる必要性に迫られているものである。

このような状況に対処するため、100 年超過確率日雨量（198.6mm/日）の豪雨時に、本溪流において発生すると予測される氾濫面積が 2.7ha にも及ぶ土石流（計画流出量 1,955 m<sup>3</sup>）を捕捉及び抑制することを目的として、〇〇県〇〇郡〇

○町大字○○字○○地内から同町大字○○字○○地内までの延長 246mの区間を全体計画区間とする二級河川○○川水系○○総合流域防災事業（砂防堰堤工事及び溪流保全工工事）（以下「本件事業」という。）を計画したものであり、砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）第8条の3に基づく砂防工事の全体計画書について、平成○○年○○月○○日付けで国土交通大臣の認可を受け、平成○○年度から本件事業に着手しているところである。

本件事業の完成により、100年超過確率日雨量（198.6mm/日）の豪雨時における土石流（計画流出量 1,955 m<sup>3</sup>）を捕捉及び抑制することが可能となることから、本溪流の下流部に存する地域住民の生命、財産及び公共施設の保全に寄与するものである。

本件事業は、砂防法第1条に基づく砂防設備を建設する事業であり、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第3号に該当する事業である。

本件事業に必要な土地の面積は、収用と使用を合わせて4,030 m<sup>2</sup>、土地所有者及び関係人は○○名であり、平成○○年○○月から用地取得の協議を進めてきた結果、平成○○年○○月末現在までに事業に必要な土地の面積のうち96%にあたる3,882 m<sup>2</sup>、土地所有者及び関係人のうちの約27%にあたる○○名については、任意により用地の取得を完了しているものである。

起業者としては、今後も用地取得の協議を重ね、円満に解決するよう努めるものであるが、任意による解決が困難な場合には、速やかに収用委員会の裁決を受けられるよう、あらかじめ事業の認定を受け、事業の円滑な進捗を図ろうとするものである。

添付書類目録

- |   |  |     |         |
|---|--|-----|---------|
| 1 | 事業計画書                                      |     | 添付書類第1号 |
| 2 | 法第4条に規定する土地に関する調書                          |     | 添付書類第2号 |
| 3 | 法第4条に規定する土地の管理者の意見書                        |     | 添付書類第3号 |
|   | (1) 照会文書(写)                                | 〇〇通 |         |
|   | (2) 回答文書(写)                                | 〇〇通 |         |
| 4 | 法第15条の14の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面           |     | 添付書類第4号 |
| 5 | 添付図面                                       |     |         |
|   | (1) 起業地の位置を表示する図面(縮尺 1/25,000)             | 1 葉 | 添付図面第1号 |
|   | (2) 起業地、事業計画及び法第4条に規定する土地を表示する図面(縮尺 1/500) | 1 葉 | 添付図面第2号 |
|   | (3) 標準横断図(縮尺 1/200)                        | 1 葉 | 添付図面第3号 |
|   | (4) 堰堤工一般図(縮尺 1/200)                       | 1 葉 | 添付図面第4号 |
|   | (5) 縦断図(縮尺縦 1/200、横 1/1,000)               | 1 葉 | 添付図面第5号 |